



2021年5月27日

各 位

上 場 会 社 名 三 共 生 興 株 式 会 社  
代 表 者 代表取締役社長 C00 井ノ上 明  
(コード番号 8018 東証第1部)  
問合せ先責任者 専務取締役 下川 浩一  
(TEL 06-6268-5188)

(変更)「一般財団法人「サンライズ財団」の設立及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、2021年5月14日付で公表いたしました「一般財団法人「サンライズ財団」の設立及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」(以下、「当社プレスリリース」といいます。)に記載の内容を一部変更し、一般財団法人「サンライズ財団」(以下、「本財団」といいます。)による当社に対する恣意的な議決権の行使を完全に排除するために、本財団の定款に当社株式の議決権を行使しない旨を定めることを決議いたしました。

これに伴い、当社プレスリリースについて、一部変更すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所は下線を付して表示しております。

## 記

### 2. 自己株式の処分について

(6) 処分予定先の選定理由等

#### ③ 処分予定先の保有方針

(変更前)

本財団は、その設立目的に照らしますと長期的かつ安定的な活動の持続が求められます。今回の自己株式処分は本財団の活動原資の一部の確保のために実施するものであり、当社株式を長期保有する方針であります。

また、割当日より2年以内に、本第三者割当により発行される当該普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、本財団は直ちに譲渡を受けた者の氏名・名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約書を本財団より取得する予定であります。

なお、本財団が当社に対して行使する議決権の行使については、本財団の活動原資となる安定配当を確保する観点に基づき、長期的な企業価値の向上を重視して、評議員、理事の意見を集約して行使することを前提としてまいりますので、恣意的な議決権行使は避けられるものと判断しております。

(変更後)

本財団は、その設立目的に照らしますと長期的かつ安定的な活動の持続が求められます。今回の自己株式処分は本財団の活動原資の一部の確保のために実施するものであり、当社株式を長期保有する方針であります。

また、割当日より2年以内に、本第三者割当により発行される当該普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、本財団は直ちに譲渡を受けた者の氏名・名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約書を本財団より取得する予定であります。

なお、本財団は、その設立にあたって当社株式の議決権を行使しない旨を定款で定める予定であり、定款における当該内容の箇所については今後変更をしないこととし、その旨の誓約書を本財団より取得する予定であります。

以 上